臨床調査個人票電子化等推進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この補助金は、原因が不明であって、治療方法が確立されていない特定疾患等に関する治療研究事業を推進して、その医療の確立、普及を図るとともに、その患者の医療費に負担軽減に資することを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成 15 年香川県規則第 28

号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象）

第２条 補助金交付の対象は、県内に登録がある、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第８条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）が行う臨床調査個人票電子化等推進事業を対象とする。

（補助対象経費）

第３条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に要する経費を対象とし、別表 1 に掲げるものとする。

（補助率及び補助基準額）

第４条　補助率、補助基準額及び補助限度額は、別表 2 に掲げるとおりとする。

（交付の申請）

第５条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　前項の規定により申請を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭

和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じた金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金の額から減額して申請しなければならない。ただし、当該申請時において当該補助金に係る消費税額等が明らかでないときは、この限りでない。

（交付の決定）

第６条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）

を行い、補助事業者に通知するものとする。

２ 知事は、前項の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、補助事業者に意見を聞くことができる。

３ 知事は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容等の変更等）

第７条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（第２号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業の主たる内容を変更しようとするとき

（２）補助事業に要する経費の合計額の 20％を超えて変更する場合

２ 知事は、前項の申請に係る承認にあたっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をす

ることができる。

３ 第１項の申請に係る承認にあたっては、補助対象経費が増加した場合であっても前条に定める交付決定の額を上限とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第９条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による承認を受けたとき

は、その日から起算して１月を経過した日又は交付決定をした当該年度の３月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補

助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、

交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 知事は、補助金の額の確定後において補助事業者に補助金を交付するものとする。

ただし、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払を

することができる。

（決定の取消し）

第12条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の

交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）補助事業者が第 2 条の要件を満たさなくなったとき

（２）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事

の指示に違反したとき

（３）補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき

（４）補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき

（５）補助金を補助の目的外に使用したとき

２ 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適

用があるものとする。

（補助金の返還）

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業

の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて、そ

の部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

２ 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に定める法定利率で計算した遅延金を徴するものとする。

３ 第５条第２項ただし書の規定の適用を受けた補助事業者は、第９条の規定により実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（第５条第２項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第５号様式）により、速やかに知事に報告するとともに、補助金を受領した後においては、知事の指定する期日までにこれを返還しなければならない。

４ 前項の返還については第 2 項の規定を準用する。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について台帳を整備するとともに、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

２ 補助事業者は、前項の財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して

使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補

助金の全部に相当する額を県に納付した場合又は当該財産が「減価償却資産の耐用年数等

に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（補助金の経理）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存しな

ければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。